

平成26年門真市教育委員会第2回定例会

開催日時 平成26年2月21日（金） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

議事日程

- | | |
|------|---------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第5号 門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について |
| 日程第4 | 議案第6号 門真市立文化会館条例等の一部改正の申出について |
| 日程第5 | 議案第7号 門真市社会教育委員条例の一部改正の申出について |
| 日程第6 | 議案第8号 平成25年度教育費等補正予算の見積り申出について |
| 日程第7 | 議案第9号 平成26年度教育費等当初予算の見積り申出について |
| 日程第8 | 諸報告 |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

出席委員

委員長	長澤 信之
委員長職務代理者	藤原 定壽
委員	磯和 均
委員	桜井 智恵子
教育長	三宅 奎介

事務局出席職員

学校教育部長	藤井 良一
生涯学習部長	柴田 昌彦
学校教育部次長	山口 勘治郎
生涯学習部次長	山田 益夫
学校教育部総括参事	満永 誠一
学校教育部教育総務課長	山 敬史
学校教育部学校教育課長	寺西 照之
学校教育部学校教育課参事	上甲 尚
学校教育部学校教育課参事 兼教育センター長	岩佐 美奈子

生涯学習部地域教育文化課長 脊戸 隆
生涯学習部スポーツ振興課長 丹路 保浩
図書館長 秋月 康宏

長澤委員長 開会宣告 午後2時

日程第1 会議録署名委員の指名

長澤委員長より 桜井 智恵子 委員を指名

日程第2 会期の決定

本日1日と決定

日程第3 議案第5号 門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について

門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について、脊戸地域教育文化課長が次のように説明した。

議案書の1ページから3ページをご覧ください。

本議案につきましては、開館後20年が経過する門真市民文化会館における舞台設備等の老朽化の進行や、利用者ニーズに鑑み、設備の見直し等大規模改修を行うにあたって、改修計画の委託事業者選定を行うための門真市民文化会館舞台設備等大規模改修計画策定業務委託事業者選定委員会を設置するものです。

また、「門真市子ども読書活動推進計画」に基づく読書活動をより一層推進することができるよう、「第2次門真市子ども読書活動推進計画」を策定する審議会を設置するため、門真市附属機関に関する条例の一部を改正するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものです。

[全委員異議なく、可決]

日程第 4

議案第 6 号 門真市立文化会館条例等の一部改正の申出について

門真市立文化会館条例等の一部改正の申出について、脊戸地域教育文化課長が次のように説明した。

本案につきましては、平成26年4月1日付けの機構改革等に伴い、市長の権限に属する補助執行事務と教育委員会事務をより明確にするため所要の改正を行うものでございます。

議案書5ページをお願いいたします。

今回改正いたします条例につきましては、第1条に「門真市立文化会館条例」、第2条に「門真市立小・中学校施設設備使用条例」第3条に「門真市立公民館条例」、第4条に「門真市立幼稚園条例」、第5条に「門真市奨学条例」、第6条に「門真市民文化会館条例」、第7条に「門真市立市民交流会館条例」、第8条に「門真市立青少年運動広場条例」、第9条に「門真市立テニスコート条例」、第10条に「門真市教育センター条例」、第11条に「門真市立旧第六中学校運動広場条例」、第12条に「門真市立門真市民プラザ条例」の計12条例であります。

主な改正内容といたしましては、市長の権限に属する補助執行事務である、使用料の徴収や交付金の交付申請に関することについて、「委員会」とあるものを「市長」に表現を変更する規程整備を行うものです。

また、各条例の委任の条項を「この条例の施行について必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。」とし、市長の権限に属する補助執行事務を市規則、教育委員会の事務を教育委員会規則に分けるための所要の改正を行うものです。

なお、附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものです。

[全委員異議なく、可決]

日程第 5

議案第 7 号 門真市社会教育委員条例の一部改正の申出について

門真市社会教育委員条例の一部改正の申出について、脊戸地域教育文化課長が次のように説明した。

議案書の19ページ、20ページをご覧ください。

本議案につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「社会教育法」の一部改正に伴うものでございます。

社会教育法の改正では、従来より社会教育委員の「委嘱基準」を第15条で定めておりましたものを削除し、改めて文部科学省令で定める基準を参酌し、条例により委嘱基準を定めるものとしております。

よって、別紙のとおり、条例により委嘱基準を「学識経験のある者」「学校教育の関係者」「社会教育の関係者」「家庭教育の向上に資する活動を行う者」と定めるものでございます。なお、委嘱基準については、文部科学省令で定める基準と同じものとし、また、社会教育法で定められていた基準とも同じものとなっております。

なお、附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものです。

[全委員異議なく、可決]

日程第6

議案第8号 平成25年度教育費等補正予算の見積り申出について

平成25年度教育費等補正予算の見積り申出について、山教育総務課長が次のように説明した。

まず、歳出からご説明いたします。議案書24ページをご覧ください。

歳出については、いずれも国の経済対策を活用するため、事業を前倒すものでございます。

教育費・小学校費7億890万7千円の追加は、五月田小学校大規模改造二期工事の実施に伴うものであります。

25ページをご覧ください。

中学校費18億2,045万9千円の追加は、3点ございます。

1点目は、第五中学校校舎等の大規模改造工事の実施に伴い10億9,993万8千円を、2点目は、第五中学校給食棟建替工事。3点目は、第七中学校給食棟建替工事の実施に伴い、給食運営事業として7億2,052万1千円を計上しております。

26ページをご覧ください。

保健体育費3,952万8千円の追加は、（仮称）市立総合体育館の建設に伴う実施設計業務委託料追加分として計上しております。次に、歳入であります。22ページをご覧ください。

国庫補助金3億432万6千円の増額は、国の経済対策によるもので、学校施設環境改善交付金として2億8,456万2千円、社会資本整備総合交付金で1,976万4千円を計上しております。

府補助金9,455万1千円の追加は、第二中学校の給食棟建替について、中学校給食導入促進事業補助金の交付決定に伴い、計上しております。

基金繰入金6万4千円の追加は、（仮称）市立総合体育館建設実施設計業務委託の実施に伴い、まちづくり整備基金繰入金として計上しております。

23ページをご覧ください。市債でございます。

教育債の21億5,150万円の追加は、3点ございます。

1点目、学校教育施設等整備事業債21億1,780万円の追加は、五月田小学校校舎等大規模改造二期工事、第五中学校校舎等大規模改造工事、及び第五中学校、第七中学校給食棟建替工事の実施に伴うものです。

2点目、住宅市街地総合整備事業債1,970万円の追加は、（仮称）市立総合体育館建設に伴う実施設計業務委託の実施に伴うものです。

3点目、大阪府施設整備資金貸付金1,400万円の追加は、市民プラザの屋上防水改修工事をはじめとした工事において財源の活用を図るため、計上しております。

次に、26ページをご覧ください。繰越明許費でございます。

小学校費といたしまして、五月田小学校校舎等大規模改造二期工事として7億890万7千円、中学校費といたしまして、第五中学校校舎等大規模改造工事及び給食棟建替工事として14億2,282万7千円、第七中学校給食棟建替等工事として3億9,763万2千円、保健体育費といたしまして、（仮称）市立総合体育館建設事業実施設計3,952万8千円の計4件につきまして、平成26年度に予算の繰り越し手続きをするものです。

次に、債務負担行為でございます。

（仮称）市立総合体育館基本設計・実施設計業務委託におきまして、26年度に債務負担行為を行っておりましたが、国の経済対策の活用に伴い、25年度において予算措置を行うため、債務負担行為を廃止するものです。

27ページをご覧ください。地方債の追加でございます。

一般財源を伴う工事等について、大阪府施設設備資金貸付金を活用することに伴い、公共施設整備として1,400万円を地方債表に追加するものです。

地方債の変更でございます。

(仮称)市立総合体育館の建設に伴う住宅市街地総合整備事業債1,970万円の追加、五月田小学校校舎等大規模改造工事等の実施における学校教育施設等整備事業債の発行に伴い、21億7,620万円に増額するため、地方債表を変更するものです。

[全委員異議なく、可決]

日程第7

議案第9号 平成26年度教育費等当初予算の見積り申出について

平成26年度教育費等当初予算の見積り申出について、藤井学校教育部長が次のように説明した。

平成26年度当初予算編成は、「第5次総合計画」に示す将来都市像である「人・まち“元気”体感都市門真」の実現に向けて、自律発展都市の形成により市民の幸福度の向上を図るため、引き続き、まちづくり・産業振興・教育の向上に重点を置くとともに、「子ども」「女性」「コンパクトシティ」をキーワードとした施策を、限られた財源の中で、選択と集中による事業のスクラップ・アンド・ビルドの推進により、効率的に行える予算としたものでございます。

まず、教育関係予算の歳出についての概略につきまして、ご説明いたします。今年度当初予算は対前年度1億6,263万4千円増の38億4,665万8千円となっており、引き続き教育予算に重点をおいた予算編成となっております。

また、歳入につきましては、教育費国庫補助金、教育振興基金繰入金及び教育債の増額により、対前年度2億5,543万2千円増の6億550万4千円となっております。

次に、教育費等における各部の予算額についてであります。学校教育部では、新たに実施する「きめ細かな指導を実現する35人学級事業」、浜町幼稚園の撤去工事等に伴い、対前年度1億3,667万2千円増の26億9,384万円となっております。

また、生涯学習部では、市民文化会館（ルミエールホール）の

修繕費、（仮称）市立総合体育館建設費等に伴い、対前年度2,596万2千円減の11億2,685万6千円となっております。

それでは、平成26年度の教育費等当初予算の内容につきまして、学校教育部関係からご説明申し上げます。

議案書30ページの歳出をお願いいたします。

1. 教育総務費に関しまして、(1)教育委員会費は、委員会定例会等を運営する事業となっております。(2)事務局費は、幼稚園教諭や給食調理員の病休等代替配置事業及び学校事務OA化事業に対する事業費となっております。(3)教育振興費は、幼児や児童、生徒の学力向上を目指して展開するための様々な経費となっております、わかる授業の推進としまして一貫教育推進プラン実施事業・学力向上支援員加配事業・学力調査推進事業をあげております。また、新たにきめ細かな指導を実現する35人学級事業や豊かな人間性をはぐくむ取組推進事業を計上しております。(4)人権教育推進費は、進路選択に関する指導助言および自立支援通訳の派遣を行うための事業費など人権教育にかかる様々な経費となっております。(5)教育センター費は、適応指導教室運営事業、教職員研修事業及び教育課程研究活動などが主な事業となっております。

2. 小学校費(1)学校管理費は、小学校運営に関する学校園の予算配当事業、学校施設営繕事業、給食運営事業及び小学校施設整備事業などが主な事業となっております。小学校施設整備事業としては、沖小学校大規模改造工事に向けた実施設計を行う予定としております。

3. 中学校費(1)学校管理費につきましても、概ね小学校費と同様の事業となっております。26年度は、第五中学校校舎等大規模改造工事及び第三、第四中学校給食棟建替工事に向けた実施設計が主な内容となっております。(2)学校建設費につきましては、門真はすはな中学校施設建設費の割賦払金となっております。

4. 幼稚園費(1)幼稚園管理費につきましては、26年度から公立幼稚園を再構築することから、新たな公立幼稚園運営事業を実施するとともに、幼稚園施設整備事業といたしまして、大和田幼稚園耐震診断及び浜町幼稚園の撤去工事などが主な内容となっております。

続きまして、議案書33ページをお願いいたします。

7. 保健体育費(1)保健体育総務費のうち、給食運営事業、学校保健事業、健康診断事業が学校教育部所管の事業となっております。

次に、歳入についてであります。議案書29ページをお願いいたします。

1. 教育費負担金は、日本スポーツ振興センターが実施する「学童災害共済制度」に加入する負担金のうち保護者負担分となっております。

3. 教育使用料は、幼稚園使用料や教育センター使用料が主な項目となっております。

4. 教育費国庫補助金は、理科教育等設備整備費をはじめ、修学旅行費、医療費、特別支援教育就学奨励費、幼稚園就園奨励費及び社会資本整備総合交付金の補助金等となっております。

5. 教育費府補助金は、総合相談事業交付金をはじめ、市町村医療的ケア体制整備推進事業、地域福祉・子育て支援交付金の補助金となっております。

6. 教育費委託金は、豊かな人間性をはぐくむ取組推進事業の委託金となっております。

8. まちづくり整備基金繰入金は、主に浜町幼稚園撤去工事及び実施設計に充てるものでございます。

9. 教育振興基金繰入金は、給食運営事業及びきめ細かな指導を実現する35人学級事業などに充てるものでございます。

10. 日本スポーツ振興センター医療費貸付金元利収入は、同貸付金の戻入金でございます。

11. 学校給食用物資購入運転資金貸付金元利収入は、同貸付金の戻入金でございます。

12. 雑入の主な内容は、光熱水費等徴収金、給食棟設備等使用料等でございます。

13. 教育債は、沖小学校、第五中学校大規模改造事業、第三、第四中学校給食棟整備事業等に対する学校教育施設等整備事業債等でございます。

続きまして、債務負担行為でございます。議案書34ページをお願いいたします。

公立幼稚園通園バス運行管理業務委託（2）につきましては、平成26年度から27年度までの事業として実施いたすものでございます。学校給食調理業務委託（15）につきましては、これまで同様4ヵ年事業として実施するものです。

以上が、学校教育部所管の歳入・歳出当初予算となっております。

続いて、柴田生涯学習部長が生涯学習部の歳出について説明した。

続きまして、生涯学習部関係につきまして、歳出からご説明申し上げます。

議案書32ページをお願いいたします。

5. 総務管理費に関しまして(1)文化芸術振興費は、国際交流推進事業費及び文化芸術振興事業費、市民文化会館・市民交流会館の指定管理料等の運営事業費でございます。

6. 社会教育費に関しまして(1)社会教育総務費は、社会教育振興事業費をはじめ文化施設予約システム運用や歴史資料館の運営経費、歴史遺産整備事業費などを計上しております。(2)青少年費は、子どもの安全見守り事業費をはじめ、学校支援地域本部事業費、家庭教育支援（つながるハート）事業費、成人祭、青少年の主張、まなび舎kids、自学自習室サタスタ、めざせ世界へはばたけ事業費や、子ども英会話・理科講座事業費等を計上しております。(3)社会教育施設費は、市立文化会館の管理・運営経費でございます。(4)公民館費につきましては、公民館の管理・運営経費でございます。(5)図書館費は、図書館と図書館分館の管理・運営経費や読み聞かせ、ブックスタートの事業費のほか、新たに第2次子ども読書活動推進計画策定事業費を計上しております。(6)市民プラザ費は、市民プラザの指定管理料と生涯学習センターPC機器等借上料に関する経費でございます。

続きまして、議案書33ページをご覧ください。

7. 保健体育費に関しまして(1)保健体育総務費は、なみはやドームプール補助事業費や学校体育施設開放事業費、校区体育祭補助事業費のほか、新たに（仮称）スポーツレクリエーション大会事業費を計上しております。(2)体育施設費は、旧第六中学校運動広場や旧北小学校体育施設の運営管理、テニスコート・青少年運動広場の指定管理料などの社会教育施設の管理運営経費、スポーツ施設予約システムの保守・運用経費及び（仮称）市立総合体育館建設事業・工事請負費でございます。(3)市民プラザ費につきましては、市民プラザ体育館、市民プラザグラウンド用の備品等の経費を計上しております。

次に歳入についてであります。議案書29ページをお願いいたします。

2. 総務使用料は、市民文化会館レストラン等使用料となっております。

3. 教育使用料は、公民館をはじめ、各文化施設、体育施設の

使用料となっております。

5. 教育費府補助金は、教育コミュニティづくり推進事業費、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業、地域福祉・子育て支援交付金は「めざせ世界へはばたけ事業」に充てるものでございます。

7. 文化芸術振興基金繰入金は、市民文化会館（ルミエールホール）の大規模改修計画策定業務委託や修繕、備品購入、外壁改修工事などに充てるものでございます。

8. まちづくり整備基金繰入金は、市民プラザ外壁改修工事に充てるものとなっております。

12. 雑入は、各施設で実施している講座の受講料や、なみはやプール使用料という個人負担金、スポーツ振興くじなどが主な内容となっております。

13. 教育債につきましては、公共施設整備事業債としまして、市民プラザ・文化会館外壁改修工事、住宅市街地総合整備事業債としまして、市立総合体育館建設工事の財源となっております。

続きまして、議案書34ページの債務負担行為でございます。

市民文化会館舞台設備等大規模改修計画策定業務委託につきましては、27年度事業として実施するものでございます。海外派遣研修業務委託は、英語プレゼンテーションコンテストの成績優秀者の海外研修に伴う経費でございます。（仮称）市立総合体育館建設事業につきましては、27・28年度の2カ年事業として実施するものでございます。

磯和委員： 新しい事業について2つ質問をさせていただきたい。

一つは学校教育関係で、豊かな人間性をはぐくむ取組推進事業について、もう一つは社会教育の（仮称）スポーツレクリエーション大会事業について、どのような取り組みをされる予定なのか。

寺西学校教育課長： 豊かな人間性をはぐくむ取組推進事業についてであります。目的は中学校区を単位に、地域の実情に応じた工夫ある取組を推進することにより、子どもの自己肯定感や意欲を高めることを目的にしております。具体的には学校、地域、家庭が一体となった協働できる体制の構築ということで、中学校区の中で教育公開講座の開催や、道徳の授業づくりに関する研修会の実施、またあいさつ運動などの心の再生府民運動の趣旨に沿った取り組みを推進することにより、子どもの多様ながんばりが認めら

れる場を設定し、自己肯定感や意欲を高めるというものです。

丹路スポーツ振興課長：（仮称）門真市スポーツレクリエーション大会についてですが、本大会は市民総体に代わる新たな事業といたしまして、競技スポーツの他レクリエーションも一つの柱として、日常的にスポーツをしている人のみならず、普段は運動に縁のない人でも気軽に参加できる、または気持ちいい汗を流すことで心身ともにリフレッシュを図り、運動を日常生活の一部として取り入れるためのきっかけとなる大会を目指していきたい、このように考えております。

藤原委員長職務代理者：きめ細やかな指導を実現する35人学級は、学校では今どのような状況か。

上甲学校教育課参事：35人学級の進捗状況でございますが、昨年の12月時点で対象校を絞り、その後転出入の状況につきまして、中学校については私立中学校の受験などの状況もございますので、2月の下旬に最終決定いたしますが、現在のところ小学校8校、中学校2校が対象となります。

[全委員異議なく、可決]

日程第8

諸報告

長澤委員長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号 1 平成26年度当初教職員数の見通し等について

平成26年度当初教職員数の見通し等について、上甲学校教育課参事が次のように説明した。

まず、教職員数の基礎資料になる学級数についてですが、現時点において、小学校につきましては、通常学級が現在の208学級から11学級減の197学級となっております。支援学級については、

現在の46学級から6学級増の52学級を見込んでおります。教職員数は加配等も含め7名の減を見込んでおります。

中学校につきましては、通常学級は現在の95学級から6学級減の89学級を見込んでおります。支援学級については、現在の19学級から2学級増の21学級を見込んでおります。教職員数については、加配等も含め7名の減を見込んでおります。

続いて、教職員の過欠員の状況についてですが、小学校におきましては、今年度の定数内講師の退職25名、定年退職12名、特別退職1名、普通退職1名による退職予定者が43名となっております。再任用の方を合わせますと34名の欠員の状況となります。なお、新規採用教員については18名の配置予定となっておりますので、16名の欠員予定であります。

中学校につきましては、定数内講師の退職35名、定年退職8名、普通退職4名による退職予定者が47名となり、再任用の方を合わせますと36名の欠員状況となります。新規採用教員については、13名の配置予定となっておりますので、23名の欠員となります。

なお、現時点では、教員の様々な加配等については未確定であり、児童生徒数についても、転入・転出等で毎日のように変動しており、今後の動きによって、学級数、教員数が変わってまいります。学校によっては1学級の児童生徒数が40名、41名というような、学級数確定が微妙な学年もありますので、引き続き調査を実施し、児童生徒数の精査に努め、3月中旬には学級数を確定し、人事異動事務を行う予定としております。講師の確保につきましても努めてまいりたいと考えております。

次回、3月の教育委員会におきましては、教職員人事もほぼ確定していると考えられますので、教職員人事異動の概要につきまして、資料を作成の上、再度報告させていただく予定でございます。

番号 2 門真市生涯学習推進基本計画（素案）に関するパブリックコメントの結果報告について

門真市生涯学習推進基本計画（素案）に関するパブリックコメントの結果報告について、脊戸地域教育文化課長が次のように説明した。

諸報告資料1ページ、2ページをご覧ください。

本パブリックコメントは、「門真市生涯学習推進基本計画（素

案)」にかかるもので、平成26年1月10日から平成26年2月4日までホームページや市の施設で素案を公表し、意見募集を行いました。

その結果、記載のとおり意見等を2件受け付けました。その概要としましては、「パブリックコメントとは何ですか。わかりやすく説明してください」「パブリックコメント手続により提出された意見は後日公表しますか」等でございまして、いただいたご意見は、計画の本質に直接関わるものではございませんでしたので、計画に特に反映しておりません。今後、3月10日から4月7日まで、市広報、ホームページ、各施設におきまして結果を公表していくことにしております。

番号 3 音楽と活気のあふれるまちづくり推進事業報告について

音楽と活気のあふれるまちづくり推進事業報告について、脊戸地域教育文化課長が次のように説明した。

諸報告資料3ページをご覧ください。

「音楽と活気のあふれるまちづくり推進事業」といたしまして、昨年11月17日に影絵の公演「光と影 影絵『明日のつづき』～茨田堤～」を、本年2月16日に第九コンサート「音楽のあふれる街へ みんなでつくる門真の第九」を行いました。

まず、影絵についてですが、日本最古の堤防と言われる伝茨田堤をモチーフにした影絵を同日に2回公演いたしました。

子どもたちをはじめとした公募による市民30人が参加し、小学校や社会教育施設において約3か月間計16回の練習を行い、ルミエール小ホールで行った本番では計326人の市民等が参加しました。

来場者にアンケートを行い、「子どもたちのがんばっている姿に感動した」、「伝茨田堤を知ることができ、勉強になった」等のご意見をいただき、子どもたちが参加できる場の提供を行うことができたと同時に、門真の文化の伝承の一助にもなったと考えております。

次に、第九コンサートについてですが、ルミエールホール大ホールで、小学校3年生から80歳代まで、公募による市民147人と公開オーディションで選ばれた4人のソリストがパナソニックエコソリューションズ吹奏楽団53名の演奏によって、市歌の合唱や

吹奏楽の演奏の後、第九を高らかに合唱しました。

声楽家の指導のもと、ドイツ語教室を皮切りにルミエールホールなどで行った約3ヵ月15回の練習の甲斐もあり、迫力ある合唱となりました。

大ホールの席数分の整理券配布終了後も、ぜひ第九コンサートを聴きたいというご意見を多数いただいた中での公演では、941人の来場者を迎えました。また、公開としました直前のリハーサルには102人が来場になるなど、より多くの方に第九を聴いていただくことができました。

なお、閉会後に来場者のうち346人からいただいたアンケートでは、とてもよかった87%、まあまあよかった12%と高い評価をいただきました。

長澤委員長 閉会宣言 午後2時25分

門真市教育委員会会議規則第25条の規定により署名する。

門真市教育委員会

委員長 長澤 信之

署名委員 桜井 智恵子